

高浜町6次産業施設
指 定 管 理 者 業 務 仕 様 書

令和7年10月

目 次

| | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 目的 | 3 |
| 2 | 管理運営に関する基本的な考え方 | 3 |
| 3 | 業務の内容 | 3 |
| 4 | 従業員の配属・選任 | 6 |
| 6 | 貸出備品等管理業務 | 7 |
| 6 | その他 | 7 |

高浜町 6 次産業施設指定管理者業務仕様書

高浜町 6 次産業施設（以下「6 次産業施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書による。

1 目的

6 次産業施設の業務仕様書は、高浜町 6 次産業施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）並びに高浜町 6 次産業施設募集要項（以下「募集要項」という。）に定めるもののほか、指定管理者が行う業務（以下「本業務」という。）の詳細について定めることを目的とする。

2 管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、6 次産業施設を管理運営するにあたり、次の項目に沿って行うこと。

◎印については、特に重要項目として取り組むこと。

- (1) ◎水産業の活性化に資する取り組みを行うこと。
- (2) ◎農林水産物（加工品を含む。）の魅力発信の場となるよう努めること。
- (3) ◎漁業振興のため、魚価や漁業所得向上に寄与する事業や活動を実施すること。
- (4) 何人にとって快適な施設であることに努めること。
- (5) 効率的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (6) 常に善良な状態であるよう、管理者の注意を持って安全な施設管理に努めること。
- (7) 適切な広報を行い、施設の利用促進を積極的に図ること。
- (8) サービス向上に向けた取り組みを積極的に行うこと。
- (9) 町と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- (10) ◎地域産業活性化の為、地元の事業者や、観光団体等との連携協力に努めること。
- (11) 地域活動に積極的に参加し、地域住民と共生に努めること。
- (12) 職員の採用については地元雇用に配慮すること。
- (13) 利用者に関する個人情報の管理については、高浜町個人情報保護条例に準拠すること。
- (14) 条例、規則、福井県漁港管理条例、健康増進法、その他関係法令の規定に従い、適切な管理運営を行うこと。
- (15) 受動喫煙による健康影響を防ぐ必要性を鑑み、施設内に喫煙スペースを設置し、敷地内についても必要に応じ適切な措置をとること。

3 業務の内容

管理運営については、条例及び規則に基づく管理運営を行い、その他施設の設置目的を達成するため必要な事業を実施するものとする。また、指定管理者は円滑な業務遂行のため、常に高浜町と連絡調整を密に行うこと。

(1) 開館時間

規則第 2 条に記載のとおり、開館時間は午前 9 時から午後 11 時までの範囲内とする。尚、指定管理者は、必要があると認めるときは、利用時間については変更が可能ですが、その場合はあらかじめ町長の承認を受けること。

(2) 休館日

規則第 2 条第 3 項のとおり、施設は無休とする。尚、休館する場合は、あらかじめ町長の承認を得ること。

(3) 駐車場管理

指定管理者は、本施設に付随されている駐車場の管理を行うこと。
(大型バスの交通誘導や簡易的な清掃など)

(4) 条例第 3 条の規定に基づく事業

- ア 水産業の活性化に関すること。
- イ 農林水産物（加工品を含む。）の販売に関すること。
- ウ 農林水産物を活用した飲食施設の運営に関すること。
- エ 地域活性化のための町民と来訪者の交流場所の提供に関すること。
- オ にぎわいを創出するための催し（イベント）の企画及び実施に関すること。
- カ 町内産業の振興及び発展に関すること。
- キ 前各号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する 6 次産業施設の設置の目的を達成するために必要な事業
- ク その他町長が必要と認める事業

(5) 前項（4）に掲げる事業達成に向けての設定目標値を以下のとおりとする。

毎年目標値 入込数：20 万人 売上額：300,000 千円

3 年後 初年度目標値に対して 3%アップ

5 年後 初年度目標値に対して 5%アップ

目標値が達成できなかった場合は次期に向けた事業計画および経営改善策を提案することとする。

(6) 警備業務

- 指定管理者は、本施設を常に善良な状態で管理運営するため警備業務を行うこと。
- ア 施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために警備業務を行うこと。
 - イ 部外者の出入り状況の確認、利用者への鍵の受け渡し、不審者の発見及び進入阻止等を適切に行うこと。

- ウ 巡回点検を行い、異常の有無の確認及び火災予防点検を行うこと。
- エ 防火管理者を設置すること。

(7) 清掃業務

指定管理者は本施設について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての快適な空間を保つために、清掃業務を実施すること。尚、清掃は出来る限り利用者の妨げにならないように実施すること。

- ア 日常清掃（トイレ、玄関・床・階段他、厨房、その他施設敷地内全般、ゴミ仕分け等）
- イ 定期清掃（空調設備、窓ガラス、倉庫・収納内、その他敷地内必要箇所）

(7) 維持管理に関する業務

指定管理者は、建築物・設備及び敷地内の機能や環境を維持し、本施設におけるサービス提供が常に円滑に行われるよう、建築物の保守管理業務及び付属物等の維持管理業務（日常点検・法定点検・定期点検等）を行うこと。軽微な場合を除き、建物の不具合を発見した場合には、速やかに町に報告すること。

- ア 衛生施設及び厨房機器点検
- イ 消防設備保守点検
- ウ 衛生害虫駆除
- エ 電気設備保安業務
- オ その他付随する維持管理業務

(8) 自主事業

指定管理者は、6次産業施設内で行う自主事業について、6次産業施設の設置目的を果たすために、指定管理者の創意工夫で事業を行うことができる。ただし、あらかじめ町と協議することとする。

(9) 地域の観光振興及び地域との連携に関する業務

指定管理者は、町および観光協会や商工会等との連携を図り、地域の観光振興や県の観光振興のため、各種の情報発信及び催事等の共同企画や連携開催について積極的に取り組むこと。

また、常に周辺観光地や観光施設等の最新情報を入手・整理し、利用者の問い合わせに対し、観光案内等を行うこと。

(10) 事業報告

- ア 四半月期業務終了後、実績報告書を翌月の10日までに提出すること。
(実績報告書には利用者数・利用状況・事業報告・管理状況等を記載)

イ 指定管理者は、高浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成し、提出すること。

(業務の実施状況、交流館の利用状況、料金収入の実績、管理経費等の収支状況等を記載)

ウ 翌年度の事業計画について、毎年度の10月末日までに本町に提出し協議すること。

エ その他高浜町が必要とする報告書を提出すること。

(11) 監査の対応

高浜町監査委員等からの帳簿書類、その他の記録の提出を求められる場合があるので、適正な管理及び対応をすること。

(12) その他

ア 指定管理者は、施設の管理状況を記録した業務日誌を作成し、一定期間保管すること。必要に応じて閲覧を求める場合がある。

イ 施設の管理上必要となる施設及び備品の修繕、改造等については、以下のとおり対応する。

(1) 施設の修繕、改造、増築、備品の修繕等に係る費用については、高浜町の負担とする。ただし、1件当たり10万円未満の管理施設(備品含む)の修繕等に係る費用については、指定管理者の負担とする。また、1件10万円以上の修繕が見込まれる場合は、高浜町と指定管理者で協議の上、修繕を行う。

(2) 天災や老朽化等の指定管理者及び施設利用者の責めに帰すことのできない修繕の経費は町が負担する。

(3) 町、指定管理者いずれの責めに帰すべき事由が明確でないものについては協議の上それぞれの負担額を決定する。

ウ 個人情報の取り扱いについては、高浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年条例第20号)第10条の規定を遵守すること。

4 従業員の配属・選任

(1) 従業員の配属

指定管理者は、管理業務を的確に行うため、適切な従業員を配置することとし、指定管理者の責任において実施すること。

(2) 従業員に対する責任

指定管理者は業務処理にあたる従業員に対する労働関係法令にすべての責任を負うものとする。

(3) 就業規則の遵守

指定管理者は、指定管理者の就業規則により従業員を就業させること。

(4) 従業員の健康管理

指定管理者は、従業員に年1回以上の定期健康診断を受けさせるものとし、健康福祉センター（保健所）の指示の下に全従業員の健康管理に努めること。

5 貸出備品等管理業務

- (1) 指定管理者は、利用に支障を来たさないよう備品管理を行うこと。
- (2) 備品の破損・紛失が生じた場合は、町に報告し、対応については協議すること。
- (3) 指定管理者が管理する町の備品について、更新が必要な場合は町に報告すること。

6 その他

- (1) 本仕様書に規定するもののほか、本業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、指定管理者と町でその都度協議することとする。